

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年(2026年)4月22日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名 令和8年度 道路橋定期点検業務（その2）
2. 業務場所 下関市 市内一円
3. 業務期間 契約締結日以降指定の日から令和9年3月12日まで
4. 業務内容 点検施設 N=64施設 道路橋定期点検業務 64橋
5. 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - (2) この公告の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「調査・研究」に登録があり、下関市内に本店を有すること。
 - (4) 地方公共団体に対して、山口県策定の「山口県橋梁点検要領案」を用いた業務実績を有し、引き渡した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績も含む）。
 - (5) 管理技術者、照査技術者は、以下のいずれかの資格保有者とする事。
 - ・技術士〔総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）、建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕
 - ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）
 - ・国土交通省登録技術者資格（施設分類「橋梁」、業務「計画・調査・設計」、知識・技術を求める者「管理技術者・照査技術者」）
 - ・建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者〔鋼構造及びコンクリート〕
 - ・土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者〔特別上級技術者（分野：メンテナンス）、上級技術者コースA（分野：メンテナンス）又はコースB（分野：橋梁）、1級技術者コースA-分野：メンテナンス）又はコースB（分野：橋梁）〕
 - ・国土交通省登録技術者資格において、以下の担当技術者に該当する資格〔鋼橋〕
 - 施設分野：橋梁（鋼橋）
 - 業務：点検・診断に該当する資格〔コンクリート橋〕
 - 施設分野：橋梁（コンクリート橋）
 - 業務：点検・診断に該当する資格

(6) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6. 申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式1)に次に示す書類を添付し、下関市建設部道路河川建設課庶務係(〒750-8521 下関市南部町1番1号)に持参又は郵送(提出期限までに必着のこと)すること。

添付書類

入札条件(4)、(5)の内容が確認できる書類

7. 申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和8年5月14日(木)午後5時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は提出期限を経過した場合は受理しない。

8. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書(様式2)により令和8年5月18日(月)までに電子メールで通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9. 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日 時 令和8年4月22日(水)から令和8年5月20日(水)午後5時まで

(2) 場 所 下関市建設部道路河川建設課及び下関市ホームページ

10. 質問の方法

(1) 本業務の参加申込に関する質問は、下関市建設部道路河川建設課に電子メール又はファクシミリにて送付すること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

(電子メール) ksdoroka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX番号) 083-231-1398

(2) 質問の期限は、令和8年5月13日(水)午後4時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに電子メール又はファクシミリにより回答する。

11. 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、別添様式(様式3)を使用すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人をして入札させるときは、委任状(様式4)を提出すること。

(5) 入札会場への入場は、1入札者(個人、法人を問わない)につき、1人までとする。

12. 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年5月20日(水)午前11時

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟2階211会議室(道路河川建設課隣)

13. 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、入札参加資格確認通知書(様式2)と併せて通知する。

14. 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

15. その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市建設部道路河川建設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。なお、再度入札を実施する場合、無効入札とされた者は再度入札に参加できないものとする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

以上